2025.2

税・社会保障関係の手続きでは，マイナンバーカードの提示が必要となります

転入 に関連する主な手続き

支所 マークのあるものは，各支所でも受付しています

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きを御自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	担 当 課 【受付窓口】
マイナンバー	マイナンバーカード，住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	マイナンバーカード，住民基本台帳カードの継続利用（住所変更） ※転入の届出日より９０日以内 ※本人以外のカードについては，当日手続きできないこともあります	（お持ちのカード） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード 暗証番号(数字４桁)の入力が必要です 「署名用電子証明書」の再発行には,暗証番号(英数字 6~16 桁)の入力が必要です		市民課 支所 【総合庁舎1階】 ※マイナンバーカードの継続利用手続きについて，転入届と同時でない場合， 【総合庁舎2階】
印鑑登録	印鑑登録 が必要な方	印鑑登録申請	・登録印鑑 ・本人確認書類 ※登録する本人以外(代理人)が手続きを行う場合は事前に御相談ください。		
保険年金	国民健康保険 に加入する方※転入日と同時加入	国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせの交付			市民課 支所 【総合庁舎1階】 ※保険料，その他内容については国民健康保険課
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	国民健康保険の加入 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせの交付	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		
		国民年金の加入（20 歳から 60 歳未満）			市民課国民年金担当 支所 【総合庁舎1階】
	→各種認定証等（医療機関等での自己負担額が一定金額までになる証明書） が必要な方	限度額適用認定証，限度額適用・標準負担額減額認定証 （対象年度の住民税の課税状況を確認後の発行となるため，原則後日郵送となります。）	・本人確認書類 ・世帯主のマイナンバーがわかるもの		国民健康保険課 支所 【総合庁舎１階】
		特定疾病療養受療証	担当課に御確認ください		国民健康保険課 【総合庁舎1階】
	75 歳以上 の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療 資格確認書 または 資格情報のお知らせの交付（後日郵送） ※各種認定証をお持ちだった方には資格確認書に自己負担限度額等の適用区分，特定疾病区分等が併記されます			国民健康保険課 支所 後期高齢者医療係 【総合庁舎2階】
	年金を受給中の方	住所変更※マイナンバーが収録されている方は原則不要	各関係機関へ御確認ください・国民年金・厚生年金の方は年金事務所へ ・共済年金の方は各共済組合へ・農業者年金の方は農協へ		旭川年金事務所 お客様相談室 25-5606
	国外から転入された方（厚生年金未加入の方）	国民年金加入の御相談			市民課国民年金担当【総合庁舎1階】 支所
介護保険	65 歳以上 の方	介護保険被保険者証の交付 （転入手続きの翌月に郵送）			介護保険課 支所 【総合庁舎2階】
	前住所地で 要介護・要支援認定 を受けていた方	要介護度の引継ぎに関する申請	（前住所地で発行されている場合のみ） 介護保険受給資格証明書		
高 齢	70 歳以上 の方(今年度中に７０歳を迎える方を含む)	バス乗車証（寿バスカード）の申請書兼受領書の発行	・本人確認書類		長寿社会課 支所 【総合庁舎2階】
		あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう助成券の交付申請	・本人確認書類		
福 祉	障がいの手帳 をお持ちの方	各種手帳の住所変更	身体障害者手帳		障害福祉課 支所 【総合庁舎1階】
			療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・写真（札幌市，道外から転入の場合） ※詳しくは担当課に御確認ください		障害福祉課 【総合庁舎1階】
	自立支援医療受給者証(更生医療，精神通院医療) 障害福祉サービス受給者証 をお持ちの方	自立支援医療の申請 障害福祉サービスの申請	担当課に御確認ください		
	特別児童扶養手当 を受給していた方	住所変更届			障害福祉課 支所 【総合庁舎1階】
	特定疾患医療受給者証 特定医療費（指定難病）受給者証 をお持ちの方	受給者証住所変更申請	担当課に御確認ください		保健予防課 【総合庁舎4階】
	重度心身障害者医療費助成を受けていた方	重度心身障害者医療費助成の申請	・健康保険情報のわかる書類 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・生計維持者と２０歳以上の同一世帯員全員分の所得課税証明書 ・生計維持者と２０歳以上の同一世帯員全員分の印鑑 ・６５歳以上の方は手続き時に本人名義の通帳		国民健康保険課 支所 後期高齢者医療係 【総合庁舎2階】
こども	小学生・中学生 のお子さんがいる方	転校手続き（学校指定通知書の交付） ※市民課では転入届と同時のみ受付 ※新入学時は学務課のみ，附属小・中は直接学校へ	（前の学校で発行された） ・在学証明書 ※上記の書類と学校指定通知書を学校へ提出		学務課 支所 【総合庁舎4階】 （市民課）
	転入前市町村で児童手当を受給していた方	児童手当の申請 ※市民課では転入届と同時のみ受付 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して１５日以内	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険情報のわかる書類 （※児童が３歳未満かつ各種共済組合加入の場合のみ）		子育て助成課 支所 【総合庁舎3階】 （市民課）
	０歳～中学生 のお子さんがいる方	子ども医療費助成の申請	ＱＲコードから電子申請を行ってください ・お子さんの健康保険情報のわかる書類 ・生計維持者の所得課税証明書 （同一世帯員の課税証明書が必要なこともあります） ・生計維持者と２０歳以上の同一世帯員全員分の本人確認書類		※窓口で書面による申請を御希望の場合（注）電子申請と必要なものが異なります）。 子育て助成課 支所 【総合庁舎3階】
	０歳～就学前 のお子さんがいる方	予防接種のしおりの配付			保健予防課 支所 【総合庁舎4階】
	ひとり親家庭等 に該当する方	児童扶養手当の申請（新規） または 住所変更届（前住所地で受給していた方） ※所得制限があります	【新規】 ・請求者の通帳 ・戸籍謄本（請求者・児童） 【前住所地で受給していた方】 ・児童扶養手当証書		支所
		ひとり親家庭等医療費助成の申請 ※所得制限があります	・健康保険情報のわかる書類（申請する方全員分） ・生計維持者の所得課税証明書 ・生計維持者と２０歳以上の同一世帯員全員分の印鑑 （本人が自署できる方の分は不要） ・戸籍謄本（申請する方全員分）または児童扶養手当証書		子育て助成課 【総合庁舎3階】
	医療費助成(養育医療，育成医療，小児慢性特定疾病） を受けている方	担当課に御確認ください			子育て助成課 【総合庁舎3階】
	３歳未満 のお子さんがいる方	ごみ処理手数料の減免申請（指定ごみ袋の支給）	・お子さんの年齢がわかるもの（母子健康手帳，資格確認書または健康保険証等）		クリーンセンター 36-2213 支所 廃棄物政策課【総合庁舎5階】
	妊娠中 の方	妊産婦健康診査受診票の交付	担当課に御確認ください		おやこ応援課 １条通８丁目187番地の１ ツルハ旭川中央ビル２階 26-2395
	保育所等に入所 を希望する方	保育所等に入所相談	担当課に御確認ください		こども育成課 【総合庁舎3階】
	放課後児童クラブの利用 を希望する方		担当課に御確認ください		

税・料金	上下水道 を使用する方	使用開始申込み	お電話またはインターネットで手続きできます		水道局お客様センター 24-3163
	旭川市に土地や家屋をお持ちの方	担当課に御確認ください			資産税課 【総合庁舎３階】
	市税・国民健康保険料の口座振替 を希望する方	口座振替の申込み	・預貯金通帳　・通帳の届出印 ・納税(入)通知書（お持ちであれば）		納税管理課 支所 【総合庁舎3階】
	原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車 を所有している方	標識の交付	受付窓口で御確認ください		税制課 支所 【総合庁舎3階】
	軽２輪（125cc 超 250 cc以下）を所有している方	旭川運輸支局に御確認ください （旭川市春光町１０番地１）			左記連絡先 050-5540-2003 (着信後 037)
	軽自動車（４輪・３輪）を所有している方	全国軽自動車協会連合会旭川事務所に御確認ください （旭川市春光６条５丁目１番２４号）			左記連絡先 53-7300
	２輪の小型自動車（250 cc超） を所有している方	旭川地方自家用自動車協会に御確認ください (旭川市春光町 10 番地)			左記連絡先 51-1221
その他	犬を飼っている方	犬の転入手続き	担当課に御確認ください		動物愛護センター 25-5271
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	担当課に御確認ください		市営住宅課 【総合庁舎5階】
	ごみの出し方の御案内	家庭ごみ分別収集カレンダーの受取	お住まいの地域により，収集日が異なります		クリーンセンター ３６－２２１３ 支所 廃棄物政策課 【総合庁舎５階】

● 各支所の御案内 ●

神居支所（神居２条９丁目 61-2311）　**江丹別支所**（江丹別町中央 73-2001）　**永山支所**（永山３条１９丁目 48-1111）　**神楽支所**（神楽３条６丁目 61-6191）
東旭川支所（東旭川北１条６丁目 36-1111）　**西神楽支所**（西神楽南２条３丁目 75-3111）　**東鷹栖支所**（東鷹栖４条３丁目 57－2111）

旭川市役所

〒070－8525
旭川市７条通９丁目４８番地

旭川市シンボルキャラクター
あさっぴー

市役所代表電話
0166－26－1111

担当課名と手続きの内容をお伝えください。担当課にお繋ぎいたします

開庁時間　午前 8 時 45 分　～　午後 5 時 15 分
（土曜・日曜・祝日，年末年始の閉庁日はお休みです）

※市民課窓口の開設時間を延長しています(毎週木曜日午後7時まで)。
取扱業務は御確認ください。

支所でも受付できる手続きがあります。内側の表で御確認ください。

旭川市ホームページ　https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp

手続きチェックシート

転入

旭川市に引越しされた方へ

転入届

住み始めた日から 14 日以内に届け出てください

《届出に必要なもの》

- **「マイナンバーカード」（転出届出済）**
- 前の住所地で発行された **「転出証明書」**
  (マイナンバーカード，住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- お持ちの方は **「住民基本台帳カード」**
- 外国人の方は上記のものと **「在留カード」** または **「特別永住者証明書」**
- 国外からの転入の場合は **「パスポート」**
- お持ちの方は**新住所**がわかるもの（契約書等）

関連する主な手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは，
後日あらためて御来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

※有効期限内の原本

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1 点で本人確認できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きの証明書>

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか
- パスポート　・障害者手帳
- 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- 官公署発行の顔写真付きの免許証，許可証など

確認に 2 点が必要なもの

- 資格確認書，被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 年金手帳，年金証書
- 医療費受給者証
- 社員証，学生証など

代理人の方が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか，手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は，手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）を御提示いただきます。